配偶者暴力防止法に基づく
保護命令制度の概要

令和6年(2024年)4月1日～

重篤な精神的被害を
受けた場合も
保護命令の対象に
なります。

令和5年改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- 子への電話等禁止命令の創設
- 保護命令違反に関する罰則の加重
 (2年以下の拘禁刑※/200万円以下の罰金)

※令和7年5月31日までは「懲役」となる

更に詳しく知りたい方へ

配偶者暴力防止法令和5年改正の詳細 ▶

DV被害者支援に関する情報 ▶

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)による改正内容を紹介します。

保護命令制度

- 保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者※に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。
- 保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

※「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含みます。（以下この資料において、「配偶者」とあるときは同じです。）

保護命令の種類

1年間 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間 被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の子への接近禁止命令

被害者の子（※）の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間 被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・ﾒｰﾙ・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等（※）の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族（被害者の成年の子を含む）その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間※ 退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

保護命令の要件

《接近禁止命令》

配偶者からの		更なる		
身体に対する暴力 or 生命/身体に対する脅迫 or **自由/名誉/財産に対する脅迫**	を受けた者が	身体に対する暴力 or **生命/身体に対する脅迫** or **自由/名誉/財産に対する脅迫**	により	生命/心身に対する重大な危害※を受けるおそれが大きいとき

《退去等命令》

配偶者からの		更なる		
身体に対する暴力 or 生命/身体に対する脅迫	を受けた者が	身体に対する暴力 を受けること	により	生命/身体に対する重大な危害※を受けるおそれが大きいとき

※「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。
※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

Q 接近禁止命令等の対象となる「脅迫」の具体的な内容は何ですか。

A 接近禁止命令等の対象となる脅迫は、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫」です。例えば、次の行為などが対象となり得ると考えられますが、具体的な言動が、接近禁止命令等の対象となる「脅迫」に該当するか否かは、個別の事案における証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

自由に対する脅迫

- 身体・行動の自由への脅迫:部屋に閉じ込め、外出しようとすると怒鳴るなど
- 謝罪に関する意思の自由への脅迫:土下座を強制するなど
- 職業選択の自由への脅迫:従わなければ仕事を辞めさせると告げるなど

また、性的自由に対して害を加える旨の告知も該当し得ます。

名誉に対する脅迫

- 性的な画像を広く流布させると告げるなど
- 悪評をネットに流して攻撃すると告げるなど

財産に対する脅迫

- キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなど

(注)これらのほか、個別具体的な状況により、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨の告知」と認められるものは、「脅迫」に該当し得ます。

Q 接近禁止命令等の要件のうち、「生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きい」の具体的な内容は何ですか。

A 「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。「心身に重大な危害」のうち、「心」(精神)への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられます。配偶者からの身体に対する暴力又は脅迫を受けたことにより、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれがある場合には、基本的に、「重大な危害を受けるおそれが大きい」と評価し得るものと考えられます。また、迅速な裁判(法第13条)の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」いるという事実を立証するため、申立ての際に、うつ病等についての医師の診断書を添付することが必要となります。

(注)診断書の添付とは別に、身体に対する暴力又は脅迫を受けたこと、配偶者からの暴力とうつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれが大きいこと等の他の要件について、主張・立証が必要となります。なお、発令されるかどうかは、証拠に基づき裁判所が判断することになります。

Q 男性の被害者が申立てをすることはできますか。また、同性カップル間の暴力は対象になりますか。

A 被害者の性別は問いません。男性の被害者も申立てをすることができます。
また、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例があります。

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか?

ひとりで悩まず、相談してください。

配偶者暴力相談支援センター



☑ 匿名で相談できます。

☑ 秘密は守られます。

※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。
※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。
※一部のIP電話等からはつながりません。

#8008（はれれば） に電話をかけると、
お近くの都道府県の配偶者暴力相談支援センターにつながります。

配偶者暴力相談支援センターでは、

- 様々な問題についての相談支援やカウンセリング
- 緊急時における安全の確保・一時保護
- 自立支援や保護命令制度の利用に関する情報の提供や助言
- 関係機関との連絡調整その他の援助

を行っています。

（※支援内容は、各センターによって異なります。）

警　察

警察では、

- 配偶者からの暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護
- 申出により、被害を自ら防止するための措置の教示等
- 加害者に対する指導警告等
- 刑罰法令（暴行、傷害、脅迫、住居侵入など）に抵触する場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けた捜査等を行います。

警察に、相談したり、援助を求めることもできます。

#9110 番（警察相談専用電話）に電話をかけると、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につがなります。

※土日祝日及び夜間は、「当直」又は「音声案内」等により対応しています。
※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。
※一部のIP電話等からはつながりません。

他の相談機関一覧はこちら ▶

内閣府
男女共同
参画局

令和6年8月発行